

SkyWayサービス利用規約【現改比較表】 2026年8月10日現在

～2026年8月9日

2026年8月10日～

第5条 定義 > 用語 > 本サービス

リアルタイム通信機能を提供する機能群。(シグナリング機能、セッション管理機能、配信機能、利用するユーザ数や通信品質等を収集・分析可能にする機能（以下、「Analytics 機能」と言います。）、録音・録画機能、発話者の発話以外のノイズを低減する機能（以下、「ノイズキャンセリング機能」と言います。）等を含む）

第5条 定義 > 用語 > 本サービス

リアルタイム通信機能を提供する機能群。(シグナリング機能、セッション管理機能、配信機能、利用するユーザ数や通信品質等を収集・分析可能にする機能（以下、「Analytics 機能」と言います。）、録音・録画機能、発話者の発話以外のノイズを低減する機能（以下、「ノイズキャンセリング機能」と言います。）、Webhook 機能、文字起こし機能等を含む）

雑則 > 第 25 条 免責

- 4 当社は、当社の責めによらない事由による故障または障害（本サービスの一部を構成する第三者のソフトウェア等に起因するものを含みます。）について、一切の責任を負わないものとします。
- 5 サービスレベルを設けている場合であっても、前項に定める事象は【サービスレベル合意書】の適用対象外とし、当該故障または障害によりサービスレベルを満たさなかった場合であっても当社は一切返金を行いません。
- 6 第 23 条（責任の制限）に基づき当社が賠償する金額と、【サービスレベル合意書】の定めに基づき料金を返金する場合の金額との総額は、賠償事由または返金事由が生じた原因や回数等にかかわらず、当該事由が生じた【月にかかる月額上限料金もしくは月額定額料金の合計額】を超えないものとします。

	<u>第 36 条 文字起こし機能の取扱い</u> <u>契約者は、文字起こし機能の利用において、次の事項に同意した上で利用するものとします。</u> <u>1 契約者は、電気通信事業法や個人情報保護法等の本サービスに適用される法令（当該法令にかかるガイドライン等を含む）を遵守すること。</u> <u>2 文字起こしデータの取り扱いに関して、契約者は当社に対し、以下の内容を保証すること。</u> <u>（1）契約者および契約者のサービスが取り扱うデータの収集目的、収集方法、種類・詳細等を、エンドユーザが契約者のサービスを利用する前に示すこと。</u> <u>（2）契約者は、エンドユーザが契約者のサービスを利用する前に、エンドユーザから文字起こし機能の利用について個別具体的かつ明確な同意を得ていること。</u> <u>3 契約者は、当社が文字起こし機能について、その完全性、正確性、有用性等を保証するものではないことを了承し、契約者の責において利用するものとします。当社は、文字起こし機能の出力結果によって生じた契約者および契約者のサービス利用者の損害について責任を負いません。</u> <u>4 当社は、文字起こし機能が日本国外の地域で利用可能であることについて何ら保証を行わず、契約者もしくは契約者のエンドユーザによる日本国外の地域での文字起こし機能の利用、又は契約者もしくは契約者のエンドユーザの文字起こしデータの日本国内から日本国外への移転によって発生したいかなる損害についても当社は責任を負いません。</u> <u>5 文字起こし機能は、Microsoft 社が提供する Azure Speech および Azure Open AI を利用するため、SkyWay サービス利用規約および本規約の定めに加え、下記（ 1 ）の条件が適用されます。（ 1 ）の利用規約に変更があった場合は、変更後の利用規約の規定が適用されるものとします。SkyWay サービス利用規約および本規約と（ 1 ）の利用規約の内容に齟齬が生じた場合には、SkyWay サービス利用規約および本規約の定めが優先するもの</u>
--	---

	<u>とします。</u> (1) <u>Microsoft Enterprise AI Services Code of Conduct</u> <u>https://learn.microsoft.com/en-us/legal/ai-code-of-conduct</u>
	<u>附則（令和 8 年 8 月 10 日）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1. この改正規約は、令和 8 年 8 月 10 日から実施します。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、第 25 条の改正規定は、令和 8 年 9 月 10 日から実施します。</u>